

山陰ステーション開発株式会社発行の『シャミネ商品券』について

平素は、シャミネをご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

山陰ステーション開発株式会社発行の『シャミネ商品券』につきましては、平成25年4月25日（木）をもちまして利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項及び前払式支払手段に関する内閣府令第41条の規定に基づき、商品券の払戻しを実施させていただきます。

山陰ステーション開発株式会社発行の『シャミネ商品券』の未使用券をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻し対象となる商品券について

下記掲載のとおり、表面に「ショッピングプラザ シャミネ」、裏面に発行者が「山陰ステーション開発株式会社」と記載されている額面500円の商品券

(表面)



(裏面)



2. ご利用終了日

平成25年4月25日（木）

3. 払戻し期間

平成25年4月26日（金）～平成25年6月27日（木）

※ 払戻し期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除外されますので、ご注意願います。

4. お申し出方法及び払戻し方法

JR 松江駅及び JR 鳥取駅に隣接しています「シャミネ松江店」及び「シャミネ鳥取店」の各事務所に未使用の商品券を持参してください。その場で現金と交換いたします。

※ 商品券をご持参できない場合

- ・ 住所、氏名、連絡先を山陰ステーション開発株式会社シャミネ松江店まで電話にてご連絡ください。
- ・ ご連絡いただきましたら、返信用封筒と商品券払戻申請書を郵送いたします。商品券払戻申請書に必要事項をご記入のうえ、未使用の商品券を返信用封筒に封入して、山陰ステーション開発株式会社シャミネ松江店宛に返信してください。返信された申請書と未使用の商品券を確認し、指定口座へ金額を振り込みます。（返信用の切手代、振込手数料は、当社にて負担します。）

なお、郵送の場合は、払戻し期間の最終日当日（平成25年6月27日）消印のものまでが有効となります。

- ・ 明記された個人情報は、払戻し事項以外には使用しません。

5. 連絡先・お問い合わせ先

- ・ 山陰ステーション開発株式会社 シャミネ松江店
〒690-0003 島根県松江市朝日町伊勢宮 472 番地 2 TEL(0852)26-6511
- ・ 山陰ステーション開発株式会社 シャミネ鳥取店
〒680-0835 鳥取県鳥取市東品治町 111 番地 1 TEL(0857)27-6511

※ 受付・照会時間は、午前9時30分から午後5時30分まで（土、日、祝日も可）